

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十八年十月三十一日

## 目次

### 告示

- 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域の指定 (自然環境保全課) 一
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (同) 一
- 休猟区の指定 (同) 三
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 四

## 告示

岐阜県告示第五百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域及び存続期間

区	域	存続期間
六所川休猟区	の全部	平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

二 捕獲等ができる第二種特定鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

岐阜県告示第五百五十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
大河原鳥獣保護区	<p>本巣市根尾大河原地内の水無谷(大河原国有林三〇二二林班)と大郷谷(大河原国有林三〇二三林班)とを分ける稜線と根尾西谷川との交点を起点とし、同所から同稜線を南西進し大郷谷と能郷谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し揖斐郡揖斐川町の境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し能郷白山(一、六一七・三メートル)に至り、同所から岐阜県と福井県との境界を北進し国道一五七号との交点(温見峠)を経て三角点(一、三〇一・七メートル)に至り、同所から同境界を東南進し大河原国有林三〇二五林班と越山谷(大河原国有林三〇二六林班)とを分ける稜線との交点(標高一、二〇八メートル)に至り、同所から同稜線を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
上大須鳥獣保護区	<p>本巣市根尾上大須地内の内容と根尾東谷川との交点を起点とし、同所から同川と同谷とを分ける稜線を北進し三角点(一、〇二四・三メートル)を経て左門岳(一、一三三・六メートル)に至り、同所から関市との境界を東南進し明神山(一、一四四メートル)を経て字廻り谷の境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し字越田土の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し根尾東谷川との交点に至り、同所から根尾東谷川を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
滝ヶ洞鳥獣保護区	<p>加茂郡八百津町久田見地内の主要地方道多治見白川線と同郡白川町の境界との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南進し穴洞林道の起点に至り、同所から同林道を西北進し同林道終点及び歩道の起点に至り、同所から同歩道を西北進し同郡七宗町の境界との交点(三角点五七五・九メートル)に至り、同所から同境界を北東進し同郡白川町の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
鶴形山鳥獣保護区	<p>美濃市と郡上市との境界と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を東南進し市道須原停車場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道須原八号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道須原停車場線との交点に至り、同所から同市道を南進し下須原谷との交点に至り、同所から同谷を西北進し民有林九六林班イと同林班口との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し民有林九三林班と民有林九六林班との</p>

名称	区域
内御洞鳥獣保護区	<p>関市板取地内の銚子洞と内御谷との交点を起点とし、同所から銚子洞と内御谷とを分ける稜線を西北進し岐阜県と福井県との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し内御谷と海ノ溝洞とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し内御谷と小谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し内御谷とノミ木谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し川浦谷川との交点に至り、同所から同川を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
猪の谷鳥獣保護区	<p>県道王滝加子母付知線と猪の谷との交点を起点とし、同所から同谷を西北進し赤尾洞谷と本洞谷との交点に至り、同所から本洞谷を西北進し中津川市有林と民有林とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し裏木曾国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進したち東南進し付知川との交点に至り、同所から同川を南西進し猪の谷との交点に至り、同所から同谷を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
中野鳥獣保護区	<p>高山市荘川町地内の国道一五六号と林道岩瀬線との交点を起点とし、同所から同林道を南西進し、大谷と北保谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し、大字尾上郷と大字岩瀬とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し大字尾上郷と大字中野とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し大字海上とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し三角点(一、一一〇・三メートル)に至り、同所から字そら山と字峠山とを分ける稜線を北進し字初屋山と字シシ山とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し字野方川原の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し国道一五六号と国有林道尾上郷線との交点を御母衣湖に至り、同所から御母衣湖左岸に沿って南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
神坂鳥獣保護区	<p>高山市奥飛騨温泉郷地内の大字栃尾と大字神坂との境界と県道槍ヶ岳公園線との交点を起点とし、同所から同境界を北進し三角点(一、四五二・五メートル)を経て国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し三角点(二、二三一・五メートル)に至り、同所から字力べ下と字カルカヤとを分ける</p>

二  
 存続期間  
 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

三  
 鳥獣保護区の保護に関する指針

稜線を南進し字カルカヤと字ヶ平との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し字カルカヤと字湯ノ空大コバの境界との交点に至り、同所から同境界を東進し字カルカヤ地内の五七八番地一と五七八番地九、五七八番地一〇、五七八番地六、五七八番地四、五七八番地三、五七八番地一四及び五七八番地二の各番地との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し字カルカヤと字長人平との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し蒲田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西進し市道蒲田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道槍ヶ岳公園線との交点に至り、同所から同県道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域

名 称	指 定 区 分	指 定 目 的
大河原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、キジバト、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
上大須鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹林と広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キジバト、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
滝ヶ洞鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
鶴形山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する

区	内御洞鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
区	猪の谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホオジロをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
中野鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリ、フクロウをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	
神坂鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	

岐阜県告示第五百五十二号  
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

（以下、休猟区に関する詳細な区域図や表が省略されています）

<p>名 称</p> <p>六 厩川休獵区</p> <p>高山市荘川町六厩地内の市道六厩桐ヶ洞線七号橋西端を起点とし、同所から西山谷と入谷を分ける稜線を南西進し同市荘川町三谷の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同市荘川町赤谷の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し赤谷国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し三角点(一、四八〇・五メートル)を経てさらに同境界を北進し国有林道森茂六厩川林道との交点に至り、同所から同林道を西北進し同林道のワサビ谷橋東端に至り、同所からワサビ谷と上イラ谷とを分ける稜線を東進し同市清見町大谷の境界との交点である三角点(一、三九九・九メートル)に至り、同所から同境界を東進したのち南進し三角点(一、四六五・三メートル)を経て同境界を南進し民有林の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し三角点(一、四六五・一メートル)を経て市道六厩桐ヶ洞線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>用 禁 止 区 域</p> <p>同所から川干川を南西進し同川とその支流とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西北進し生活環境保全林「粥川の森」の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進したのち北進し林道向坊切線との交点に至り、同所から同林道を西進し粥川谷と菊間谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を七三〇メートル南西進したのち三六〇メートル北進しさらに三八〇メートル北東進し高砂字宮奥と字坊切とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し字那比方の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し県道白山内ヶ谷線との交点に至り、同所から同県道を東進し粥川谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>二 休 獵 区 の 存 続 期 間</p> <p>平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで</p>	<p>赤池・杉原特定 獵具使用禁止区 域</p> <p>郡上市美並町山田地内の長良川右岸と東海北陸自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道西側の森林境界を北進し宮の下谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し長良川との交点に至り、同所から同川右岸を東南進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>岐阜県告示第五百五十三号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により次のとおり特定獵具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十八年十月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>福野特定獵具使 用禁止区域</p> <p>郡上市美並町白山地内の国道一五六号と市道福野大矢線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道福野駅前線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道街道東線との交点に至り、同所から同市道を西進し長良川鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を進し福野トンネルとの交点に至り、同所から同トンネル坑口を西北進し長良川との交点に至り、同所から同川左岸を西北進したのち北東進し同川に架かる郡南橋との交点に至り、同所から稜線を南進したのち東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>一 禁 止 する 特 定 獵 具 の 種 類</p> <p>銃器</p> <p>二 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域 の 名 称 及 び 区 域</p> <p>名 称</p> <p>粥川特定獵具使</p> <p>区 域</p> <p>郡上市美並町高砂地内の粥川谷と川干川との交点を起点とし、</p>	<p>手賀野特定獵具 使用禁止区域</p> <p>中津川市中村地内の中央自動車道と国道三六三号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し市道東原尾外岩線との交点(梶島橋)に至り、同市道を西進し斧戸沢谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し県道東野中津川線との交点に至り、同所から同県道を西北進し市道中津四〇〇号線との交点に至り、同所から同市道を北進したのち西進し市道坂本一一一号との交点に至り、同所から同市道を西進したのち北進し中央自動車道</p>

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間

ふれあい牧場特定猟具使用禁止区域	との交点に至り、同所から同自動車道を東進し起点に至る線により囲まれた区域  中津川市落合地内の熊洞と市道横挽平石線との交点の「百年林記念碑広場」裏を起点として、同所から民有林五六林班と五七林班との境界を北東進しふれあい牧場の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進したのち東南進し烏帽子三角点に至り、同所から同境界を西南進したのち西北進し熊洞との交点に至り、同所から同洞を西北進し起点に至る線により囲まれた区域
平柴特定猟具使用禁止区域	恵那市明智町地内の林道乳曾線と平柴作業道との交点を起点とし、同所から同林道を東南進し同林道終点に至り、同所から小稜線を泥沢谷に向って東南進し同谷との交点に至り、同所から同谷を東南進しゴルフ倶楽部大樹旭コース敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し愛知県との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し県道瑞浪大野瀬線との交点に至り、同所から同県道を北進しゴルフ倶楽部大樹旭コース敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
西忍特定猟具使用禁止区域	飛驒市宮川町地内の宮川に架かる西忍橋と同川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西進し関西電力坂上発電所に至り、同所から森安地内の森林の境界を西進したのち北東進し市道森安西忍線との交点に至り、同所から同市道を北東進し林道森安線との交点に至り、同所から西忍地内の森林の境界を北進し国道三六〇号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道高牧線との交点に至り、同所から同市道を東南進し高牧地内の森林の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し宮川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進し起点に至る線により囲まれた区域
向野特定猟具使用禁止区域	下呂市金山町岩瀬地内の馬瀬川と和良川との交点を起点とし、同所から和良川左岸を北進し字向野と字鍋曾との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し字向平の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し標高五〇三メートルに位置する尾根の分地点に至り、同所から尾根沿いに約一五〇メートル東北進したのち尾根沿いに約四〇〇メートル東南進し馬瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し起点に至る線により囲まれた区域

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

平成二十八年十月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社